

島根中央高校 魅力化コンソーシアム 規約

(名称)

第1条 本コンソーシアムは「教育創生コンソーシアム島根中央」（以下「コンソーシアム」）と称する。

(目的)

第2条 コンソーシアムは、島根中央高等学校の学校運営の基本方針(グランドデザイン)に基づく教育活動において、地域や社会に貢献する人材の育成と生徒により良い学びを提供するための環境づくりを目指して、自治体・企業・教育機関等の地域の多様な関係者と保護者・教職員・卒業生等の島根中央高等学校関係者とが対話を行いながら協働体制を構築することにより、持続可能な地域をつくるとともに地域と一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校」の実現を目指す。

(協働事業)

第3条 コンソーシアムは、前条の目的を達成するため、次の協働事業を行う。

- 一 島根中央高等学校「第2次まちごとキャンパス構想」に基づく魅力的な学校づくりに関すること
- 二 地域に開かれた教育課程の実現に関すること
- 三 学校と外部団体との連携・調整に関すること
- 四 コンソーシアムの運営の持続化に関すること
- 五 校長が作成する学校運営のグランドデザインの承認に関すること
- 六 学校運営に関して意見すること
- 七 教職員の任用について意見すること
- 八 前各号に掲げるもののほか、学校の諸活動に対する支援に関して理事会が必要と認めること

(組織)

第4条 コンソーシアムは次のように組織する。

- 2 コンソーシアムには、協働事業の方針を審議・承認する理事会と、具体的な協働事業を行う協働チームを置く。
- 3 コンソーシアムには、連絡調整を行う事務局を置く。
- 4 コンソーシアムには、事業等に助言・指導する顧問を置くことができる。
- 5 コンソーシアムには、事業等に提言するアドバイザーを置くことができる。

(理事会)

第5条 理事会の理事は、別表1に掲げる各団体等の代表者を校長が委嘱する。

- 2 理事会は学校運営協議会の機能を兼ねる。
- 3 理事の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の理事の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第6条 コンソーシアムに次の役職を置く。

- 一 会長1名
- 二 副会長2名
- 三 監事若干名
- 2 会長は川本町長、副会長は美郷町長、島根中央高等学校長とし、監事は島根中央高等学校PTA監事とする。

(会長、副会長の職務)

第7条 会長は、会務を総理し、コンソーシアム及び理事会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等があるときは、その職務を代理する。

3 会長は、事務局員より事務局長を選任する。

(理事会の運営)

第8条 理事会は、会長が校長と協議の上、招集する。ただし、緊急を要する場合においては、この限りでない。

2 理事会の議長は、会長をもって充てる。

3 理事会は、理事の半数以上の出席がなければ開くことができない。

4 理事は、自己の利害に係る議事に参与することができない。

5 理事会の議事は、出席理事の過半数で承認し、可否同数のときは会長の決するところによる。

6 理事会は、顧問から運営などについて助言や指導を受けることができる。

7 理事会は、アドバイザーを必要に応じて、招致し、提言を受けることができる。

8 顧問及びアドバイザーは、会長が委嘱する。

(理事会の承認等)

第9条 会長は、第3条に掲げる協働事業について、理事会の承認を得るものとする。

(協働チーム)

第10条 協働チームは、理事会の意思決定に基づき、第3条に掲げる協働事業の企画立案をし、各事業をすすめていく。

(事務局)

第11条 島根中央高等学校に事務局を置き、コンソーシアムに関する事務を処理する。

2 事務局は、協働チームの活動の円滑な推進のために連絡・調整・支援を行う。

3 事務局員は、コンソーシアム運営マネージャー、教頭、事務長、主幹教諭、魅力化担当教職員、川本町まちづくり推進課長、高校支援室担当者、魅力化コーディネーターにより構成する。

4 事務局には、コンソーシアム運営マネージャーを置き、コンソーシアム運営マネージャーは、会務を総理し、コンソーシアム運営の統括的事務全般を担う。

(学校外部評価委員会)

第12条 本コンソーシアムの事業を評価する学校外部評価委員会を設置する。

2 学校外部評価委員会の設置要綱を別途定める。

(規約の変更等)

第13条 この規約は、理事会の議事を経なければ変更することはできない。

2 この規約に定めるもののほか、コンソーシアムの運営に関し必要な事項は、会長が校長との協議により別に定める。

(事業年度)

第14条 コンソーシアムの事業年度は毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(経費)

第15条 コンソーシアムに要する経費は、交付金、助成金、寄付金をもって充てる。

(附則)

この規約は、令和３年４月１５日より施行する。

この規約は、令和３年７月２日より一部改定し施行する。

この規約は、令和４年３月２３日より一部改定し施行する。

この規約は、令和５年１０月３１日より一部改定し施行する。

別表１（第５条関係）

理 事 名 簿
川本町長
美郷町長
川本町教育委員会教育長
美郷町教育委員会教育長
島根県立島根中央高等学校長
島根県立島根中央高等学校ＰＴＡ会長
川本町ＰＴＡ連合会会長
美郷町ＰＴＡ連合会会長